報告第１１号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月１６日提出

三芳町長　　林　　伊　佐　雄

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和８年１０月６日

三芳町長　　林　　伊　佐　雄

三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

三芳町長

三芳町条例第２６号

三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成２４年三芳町条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「同条第３項」を「同条第４項」に改め、同条第２項中「法第６条の２第６項」を「法第６条の２第８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例　新旧対照表

改正後	現行
（事業系一般廃棄物の処理） 第１７条　事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第４項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のない方法により、運搬又は処分しなければならない。 ２　事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、法第６条の２第８項に規定する者に委託しなければならない。	（事業系一般廃棄物の処理） 第１７条　事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第３項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のない方法により、運搬又は処分しなければならない。 ２　事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、法第６条の２第６項に規定する者に委託しなければならない。